

#### 4. 議員の議員報酬等

(1) 議員の議員報酬及び期末手当

ア 議員報酬

(適用年月日 平成5年12月1日)

| 区 分    | 議 長      | 副 議 長    | 議 員      |
|--------|----------|----------|----------|
| 議員報酬月額 | 910,000円 | 810,000円 | 780,000円 |

イ 期末手当

議員報酬月額 +  $\frac{\text{議員報酬月額} \times 45 \text{ (45\%を超えない範囲内)}}{100}$  に次表の割合を乗じて得た額を支給する。

(適用年月日 令和8年4月1日)

| 在職期間          | 基準日   | 6月1日       | 12月1日      |
|---------------|-------|------------|------------|
|               | 6 箇 月 |            | 100分の175.0 |
| 5 箇月以上 6 箇月未満 |       | 100分の140.0 | 100分の140.0 |
| 3 箇月以上 5 箇月未満 |       | 100分の105.0 | 100分の105.0 |
| 3 箇 月 未 満     |       | 100分の52.5  | 100分の52.5  |

## (2) 費用弁償

(適用年月日 令和8年4月1日)

### ア 応招にかかる旅費

次の各号に定める旅行の場合、議長に届け出た経路届により計算する。

- ① 県議会の招集に応じたとき
- ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の招集に応じて出席したとき
- ③ 会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場に出席したとき

### イ 応招以外の旅費

次の各号における旅行の場合、下表により計算する。

- ① アの②の会議において旅行することを議決し議長の承認を得たとき
- ② 議長、副議長又は議長の依頼によりその代理となる者が公務により出務したとき
- ③ 地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣したとき

| 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | その他の交通費<br>(車賃のみ1kmにつき25円) |
|-----|----|-----|----------------------------|
| 実費  | 実費 | 実費  | 実費                         |

| 宿泊費<br>(1夜につき)        | 宿泊手当<br>(1夜につき) | 包括宿泊費 | 渡航雑費 | 死亡手当     |
|-----------------------|-----------------|-------|------|----------|
| 地域の実情を勘案して<br>規則で定める額 | 省令別表第三<br>に定める額 | 実費    | 実費   | 930,000円 |

※ 宿泊費の欄中、地域の実情を勘案して規則で定める額とは、国家公務員等の旅費支給規程別表第二の一又は二の表の区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額をいう。

※ 宿泊手当の欄中、省令別表第三に定める額とは、国家公務員等の旅費支給規程別表第三の一又は二の表の区分に応じる額をいう。

### (3) 政 務 活 動 費

青森県政務活動費の交付に関する条例により、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付しており、その概要は次のとおりである。

#### ア 交付対象

各月の初日に議員である者

#### イ 政務活動費の額

月額31万円

#### ウ 収支報告書

毎年度、議長に「収支報告書」及び全ての支出に係る領収書の写し等を提出しなければならない。